

# 基礎研 レポート

## 米国財務省が金融規制のための政府の コア原則に関する報告書を公表 －保険業に関する勧告内容について－

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1－はじめに

米国における金融規制に関しては、トランプ政権下で、その緩和に向けた各種の見直しの検討が進められている。こうした一連の動きの中で、米国財務省は、2017年10月26日に、資産運用管理及び保険業界の現行の規制枠組みを調査し、規制の枠組みが金融規制のための政府のコア原則と一致することを確実にするように勧告する報告書「経済的機会を創出する金融システム：資産運用管理と保険（A Financial System That Creates Economic Opportunities Asset Management and Insurance）」<sup>1</sup>（以下、「報告書」という）を公表した。

今回のレポートでは、この報告書の中から、保険に関する勧告内容のうち、主として保険会社の資本規制に関連する部分の概要について報告し、併せてこの報告書に対する保険業界団体の反応について紹介する。

### 2－報告書の概要

この章では、財務省のプレスリリース資料<sup>2</sup>及び報告書のエグゼクティブサマリーに基づいて、今回の報告書の全体概要を説明する。

#### 1 | 報告書の位置付け

この報告書は、2017年2月3日にトランプ大統領が発行したエグゼクティブ・オーダー（Executive Order：大統領令）13772に対応している。エグゼクティブ・オーダー13772は、財務省に対して、エグゼクティブ・オーダーに記載された金融規制のコア原則と矛盾する法令等（法律、条約、規則、ガイダンス、報告書及び記録保管要件、その他の政府方針）を特定するように求めていた。財務省は、このエグゼクティブ・オーダーに対応して一連の4つの報告書を作成することになっているが、この

<sup>1</sup> <https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Documents/A-Financial-System-That-Creates-Economic-Opportunities-Asset-Management-Insurance.pdf>

<sup>2</sup> <https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/sm0193.aspx>

報告書はそのうちの第3番目の報告書である。

なお、金融規制のコア原則は、以下の通りである。

- A.米国民が、市場における独立した金融上の決定と情報に基づく選択を行い、退職に備え、個人の富を築くことができるようにする。
- B.納税者の支援を受けた救済措置の防止
- C.モラルハザードや情報の非対称性などのシステムリスクや市場の失敗に対応する、より厳格な規制影響分析を通じて、経済成長と活力のある金融市場を育成する。
- D.米国企業が国内外の市場で外国企業と競争できるようにする。
- E.国際金融規制の交渉と会議における米国の利益の促進
- F.規制を効率的、効果的、適切に調整する。
- G.連邦金融監督機関の公的説明責任を回復し、連邦金融規制の枠組みを合理化する。

## 2 | 報告書の対象範囲

2017年4月21日、トランプ大統領は、財務長官に2つの大統領覚書を発出した。1つは、ドッド・フランク法の Title II に定められている OLA (Orderly Liquidation Authority : 秩序ある清算権限) の見直しを求めており、もう一つは、FSOC (Financial Stability Oversight Council : 金融安定監督評議会) が、ノンバンク金融会社が、米国の金融の安定性を脅かす可能性があり、そのような会社が連邦準備制度理事会 (連邦準備制度) の監督と強化されたプルデンシャル基準の対象になると決定するプロセス及び FSOC が金融市場ユーティリティ<sup>3</sup>をシステム上重要なものとして指定するプロセスを見直すように求めている。この報告書に記載されている問題のいくつかは、OLA 及び FSOC の指定に関連しているが、財務省はこれらのトピックに関して、この報告書とは別の報告書を大統領に提出する、としている。

今回の報告書は、資産運用管理及び保険業界を対象としており、これらのセクターの金融機関及び商品の規制構造に関連する問題を検討している。

(参考) 米国の資産運用管理及び保険業界の状況について

米国の資産運用管理及び保険業界は、活気に満ちた資本市場や多様な投資機会を促進するための世界的リーダーであり、米国民が予期せぬ出来事から自分自身、財産及びビジネスを守ることを保証している。

世界のトップ10の資産運用管理会社のうち9社が米国に本社を置いており、さらに、米国の保険市場は世界最大で、世界市場の29%のシェアを有している。

## 3 | 報告書の焦点と具体的な勧告内容

今回の報告書における財務省の評価は、①システムリスクの適切な評価、②効果的な規制と政府プロセスの確保、③国際的関与の合理化、④経済成長と情報に基づく選択の促進、の4つの主要分

<sup>3</sup> 金融市場ユーティリティ (Financial Market Utilities : FMUs) は、金融機関間または金融機関とそれらのシステム間の移転、決済及び支払設定、有価証券及びその他の金融取引に不可欠なインフラストラクチャーを提供する多国間システムである。

野に焦点を当てている。

勧告を提案している具体的な項目は、以下の通りである。

(1)資産運用管理会社や保険会社が提供する商品やサービスの規制枠組みを改善するための方法

- ・資産運用管理及び保険業界におけるシステミックリスクの活動ベースの評価の支援
- ・FIO（連邦保険局）と州の保険監督当局との調整の改善
- ・米国の資産運用管理及び保険業界ならびに米国の規制枠組みを促進するための国際フォーラムへの継続的な関与
- ・国際基準設定プロセスの透明性の向上
- ・資産運用管理会社及び保険会社に対する強力な流動性リスク管理プログラムの推進
- ・ファンドの株主報告書を最新化することにより、電子開示についての黙示の同意の使用を許可
- ・DOL（労働省）、証券取引委員会及び州によるさらなる評価がなされるまで、DOLの受託者規則（フィデューシャリー・ルール）の実施を延期
- ・適切に較正された資本要件により、保険会社によるインフラ投資を促進

(2)規制や政府プロセスの効率性を改善するための方策

- ・登録投資会社の流動性リスク管理規則作成のためのプリンシプルベースのアプローチの採用
- ・「プレーンバナナ」為替取引ファンドの承認ルールの前進
- ・5つの焦点の柱についての連邦保険局の役割を再編成し、州の保険監督当局との調整と保険業界との透明性を改善
- ・連邦準備制度理事会と州の保険監督当局の調整と協調を改善することにより、保険会社を保有する貯蓄貸付持株会社の重複した非効率な監督を削減
- ・NAIC（全米保険監督官協会）の保険データセキュリティモデル法に基づいて、統一された州のデータセキュリティ基準と違反通知要件を採用

(3)その他の勧告事項

- ・投資会社の二重の登録要件を回避するための規則の改正
- ・事業者提供退職制度の投資オプションとして年金を認めることで、消費者の選択肢を増加
- ・投資顧問及び投資会社に対する法定ストレステスト要件を排除するための立法措置の支持
- ・介護保険に関連する政策に焦点を当てるための連邦政府機関全体のタスクフォースの招集
- ・HUDB（住宅都市開発省）の差別的効果ルールとその保険利用可能性への影響の再考
- ・テロリズムリスク保険に関する既存のデータコール間の矛盾を軽減又は排除するための保険規則の調整
- ・保険業界における情報共有の改善

なお、今回の報告書について、Steven T. Mnuchin 財務長官は、「資産運用管理業界と保険業界の規制の枠組みを大幅に改善することができる。」とし、「退職に備える貯蓄の機会を個人に提供しつつ、消費者が必要とする商品にアクセスできるようにするため、より効率的かつ効果的な規制を勧告している。」と述べている。

### 3—報告書の具体的な勧告内容

この章では、今回の報告書の「保険 (Insurance)」の章の中の前掲の4つの主要分野のうち、「システミックリスクとソルベンシー (Systemic Risk and Solvency)」、「効率的な規制と政府プロセス (Efficient Regulation and Government Processes)」及び「国際的関与 (International Engagement)」の中から、主として資本規制に関連する部分について抜粋して、その勧告内容等について報告する。

#### 1 | システミックリスクとソルベンシー

まずは、以下の勧告は、「コア原則と整合的」であり、「システミックリスクとソルベンシーに対処するより厳格な規制影響分析を通じて、経済成長と活気のある金融市場を促進するように設計」されており、「これらの勧告を実施することにより、資産管理運用及び保険業界におけるシステミックリスク、ソルベンシー、ストレステストに対する規制アプローチを合理化し、より効率的で効果的かつ適切に調整された規制につながる。」としている。

#### (1) システミックリスクと保険業界

システミックリスク評価に関しては、「保険会社のエンティティベースのシステミックリスク評価は、一般的に、保険業界から生じるリスクを軽減するための最良のアプローチではない。」との立場を述べている。

また、「エンティティベースのシステミックリスク評価に焦点を当てるのではなく、保険監督当局は、保険商品や活動から生じる潜在的なリスクや保険業界全体を強化する規制の実施に焦点を当てるべき」とし、特定の事業活動がより高いシステミックリスク特性を有すると特定する活動ベースの枠組みへの移行を支持している。

さらに、「FSOC (金融安定監督評議会) は米国の金融システムにおけるシステミックリスクの特定、評価、対処に対して第一義的責任を担っているが、州が米国における保険業界の主たる監督当局であり、連邦レベルの保険規制は州と協調して実施されるべきである。」とし、主要な規制当局によって適切な規制枠組みが確立されるべきことを勧告している。

これらの勧告は、銀行業務、資産運用、保険の各セクター間のビジネス及び法的構造の根本的な違いを認識して行われている。

#### システミックリスクと保険業界

金融危機は、保険会社の非保険活動に対する監督監視の欠如を含む、保険業界の規制におけるギャップを明らかにした。例えば、AIG Financial Products Corporation と AIG Securities Lending Corporation の2つのAIGの非保険関連会社は、AIGがほぼ破綻となる状況を引き起こし、それが米国の金融安定性を脅かした。

ドッド・フランク法第113項は、FSOC (金融安定監督評議会) が、もしその会社の重大な財務的苦境あるいはその性質、範囲、規模、スケール、集中、相互関係又はその活動のミックスが、米国の金融安定性に脅威を与える可能性がある場合に、連邦準備制度による監督と強化された健全性基準の対象となるノンバンク会社を指定する権限を与えている。FSOCが第113項により最初に指定した4社のうち3社は保険会社であった。AIG と Prudential Financial は2013年にFSOCによって指定

された。MetLife は 2014 年に指定された。2016 年 3 月、連邦裁判所の命令により、MetLife の FSOC 指定が取り消され、これは FSOC に上訴され、係属中である。2017 年 9 月、FSOC は AIG の指定を取り消すと発表した。

前述のように、ドッド・フランク法はまた、FSOC に潜在的にシステミックの重要性がある活動を調べる権限を与えている。FSOC は以前に、マネー・マーケット・ミューチュアル・ファンドの規制に関して第 120 項の権限の下で提案された勧告を発行したが、保険業界のリスクに対処するために、この権限を使用しなかった。

多くのステークホルダーは、個々の保険会社のエンティティベースのシステミックリスク評価は、保険業界から生じるリスクを軽減するための最良の方法ではないかもしれない、と主張してきた。これらのコメンテーターは、そのような評価は、保険会社のビジネスモデルと預託機関のビジネスモデルとの間の根本的な違いを考慮していない可能性がある、と述べている。最後に、ステークホルダーは、エンティティベースのシステミックリスク評価は、限られた数の会社のみを対象としているため、特に活動や実践がかなりの数の業界参加者によって行われている場合に、システミックリスクの軽減に最適ではない可能性がある、と指摘した。

## 勧告

財務省の立場は、保険会社のエンティティベースのシステミックリスク評価は、一般的に、保険業界から生じるリスクを軽減するための最良のアプローチではない、ということである。エンティティベースのシステミックリスク評価に焦点を当てるのではなく、保険監督当局は、保険商品や活動から生じる潜在的なリスクや保険業界全体を強化する規制の実施に焦点を当てるべきである。また、FSOC は米国の金融システムにおけるシステミックリスクの特定、評価、対処に対して第一義的責任を担っているが、州が米国における保険業界の主たる監督当局であり、連邦レベルの保険規制は州と協調して実施されるべきである。

## (2)IAIS（保険監督者国際機構）での検討

IAIS での検討においては、「活動ベースのアプローチがグローバルな保険市場における潜在的なシステミックリスクを評価するより適切な方法である。」として、「FIO（連邦保険局）と IAIS の他の米国のメンバーが活動ベースのアプローチに関する IAIS の取り組みを支援する。」ことを勧告している。

なお、G-SIIs（グローバルにシステム上重要な保険会社）の指定に関して、FSB（金融安定理事会）は、2017 年 11 月 21 日に、「IAIS（保険監督者国際機構）と各国当局との協議のもと、2017 年の G-SIIs の新しいリストを公表しないことを決定した。」と公表<sup>4</sup>している。その声明の中で、「FSB は、保険業界におけるシステミックリスクへの活動ベースのアプローチを開発する IAIS の取り組みを奨励し、一旦（活動ベースのアプローチが）開発されれば、保険セクターにおけるシステミックリスクの評価、それゆえに G-SIIs の特定と G-SII 政策措置にとって重大な意味合いを有する可能性があることに留意する。」と述べている。

<sup>4</sup> <http://www.fsb.org/2017/11/fsb-statement-on-identification-of-global-systemically-important-insurers/>

## IAIS（保険監督者国際機構）

多くの点で、金融危機への国際的対応は米国の対応を反映している。2009年4月、G-20グループは、世界の金融システムを監視し、勧告するFSB（金融安定理事会）を設立した。FSBの主なイニシアチブは、その苦境や無秩序な破綻が、その規模、複雑性、システム的な相互連携性のために、経済活動やより広範な金融システムに大幅な混乱を招く可能性がある金融機関として定義される、システム上重要な金融機関（SIFI）の特定である。とりわけ、IAIS（保険監督者国際機構）は、FSBによりSIFIとして識別されるべき保険会社（グローバルにシステム上重要な保険会社又はG-SIIs）を推薦する責任がある。

2013年にIAISは、G-SIIsとしての資格を有する可能性がある保険会社のFSBへの勧告を通知する評価方法を開発した。2013年7月、FSBはIAIS及び各国当局と協議して、最初の9社からなるG-SIIsのリストを特定した。潜在的な特定のための毎年のプロセスが引き続いて実施され、毎年9社のG-SIIが特定されてきた。

2016年11月、FSBはG-SIIsのリストを発表し、2017年にIAISは、G-SIIsのエンティティベースの評価アプローチを補完するものとしてシステムリスクに対処する活動ベースのアプローチを探求する意向を発表した。単一の保険会社が幅広い金融システムに脅威を与えている程度に焦点を当てたエンティティベースのアプローチとは異なり、活動ベースのアプローチは、金融安定性に関連する可能性のある脆弱性を評価するために、保険会社全体のリスクを検討する。

2017年1月、IAISは、活動ベースのアプローチを通じてシステムリスクのある活動を評価し、測定し、システムリスク測定におけるセクター間の一貫性を改善する責任を有するシステムリスク評価タスクフォースを設立した。タスクフォースの作業計画は、2017年に最初のコンサルテーションペーパーを公表し、2018年後半に第2のより詳細なコンサルテーションペーパーを公表することを含んでいる。これらのコンサルテーションは、活動ベースの評価の開発に関するステークホルダーからのインプットを求めることになる。

### 勧告

財務省は、FIOとIAISの他の米国のメンバーが活動ベースのアプローチに関するIAISの取り組みを支援することを勧告している。そのようなアプローチは、グローバルな保険市場における潜在的なシステムリスクを評価するより適切な方法である。IAISの米国メンバーは、米国の保険市場に比例し適切に調整された活動ベースの枠組みの開発を支持すべきである。活動ベースのアプローチを認識して、IAISは、2014年の流動性管理及び計画に関する指針を改善する方法を含む、既存のG-SIIs政策措置を再評価すべきである。

財務省はまた、FIO及びIAISの他の米国のメンバーが、IAISのG-SII評価方法を改善し、評価方法論の開発に関して透明性を高める方法を検討するために、措置を取ることを勧告している。IAISの米国メンバーは、保険会社の潜在的なグローバルシステムリスクをよりよく評価できるようにIAISが、銀行監督に関するバーゼル委員会との協力などを通じて、他の金融セクターとのセクター間の整合性に関する作業を強化していくことを主張すべきである。

### (3)資本イニシアチブ

資本イニシアチブに関しては、米国国内での NAIC（全米保険監督官協会）と州及び連邦準備制度によるグループ資本の検討と IAIS での検討について勧告している。

#### (3-1) 米国国内での資本イニシアチブ

米国国内においては、「NAIC、州及び連邦準備制度によるグループ資本イニシアチブは、米国の保険会社にとっての重複した不必要な規制負担を緩和するために、可能な範囲で調和されるべきである。」として、「FIO に州の保険監督当局、NAIC 及び連邦準備制度と協議し、調整するように指示する。」としている。

さらに、これらに基づいて、「FIO が、国際フォーラムでグループ資本への米国のアプローチを主張する。」ことを勧告している。

#### ソルベンシーの維持：資本イニシアチブ

保険会社は保険契約者から将来の支払義務を生じさせるリスクを負うことになるため、保険会社の支払能力にとっては資本が特に重要な考慮事項となる。長期事業（生命保険など）では、これらの義務を裏打ちする資産の市場は、相殺される債務の満期前に満期になる可能性のある投資に限定されているため、保険会社は潜在的に大きな金利リスクにさらされる。したがって、実際の支払いが準備金を上回る場合、資本はセーフティネットとして機能する。同様に、短期事業（例えば、財産保険）は、予期しない、しばしば災害関連の、準備金を上回る可能性のある損失のためのバッファーとして機能するために資本に依存している。

米国における保険規制には、保険会社の資本の性質と程度の監督が含まれる。保険市場がグローバル化するにつれて、米国や他の地域の監督当局は、他の地域に拠点を置いているが自国市場で活動している保険会社の財務的実行可能性（健全性）を理解する必要性をますます認識している。異なる管轄区域の監督当局間の理解を深めるための1つの方法は、グループレベルで適用される、共通で理解される定量的な資本基準を使用することである。保険に関して、「グループ」とは、所有権または関係によって会社のファミリーの一部として共存する2つ以上の保険法人を指す。

現在、一部の外国管轄地域は保険会社に適用されるグループ資本要件を有しているが、そのような基準は米国には存在していない。米国の現在の州ベースのソルベンシー規制の枠組みは、保険法人レベルでのみ資本要件を適用している。最近、州と連邦当局は、保険のグループ資本イニシアチブの策定に向けて措置を講じている。

現在、米国の保険会社に適用されるグループ全体の資本イニシアチブの開発に、(1) NAIC 及び州の保険監督当局、(2) 連邦準備制度、(3) IAIS、の3つの組織が取り組んでいる。

(中略)

#### 勧告(州及び連邦による資本イニシアチブ)

NAIC、州及び連邦準備制度によるグループ資本イニシアチブは、米国の保険会社にとっての重複した不必要な規制負担を緩和するために、可能な範囲で調和されるべきである。長官は、米国の保険会社、米国の保険契約者及び米国の保険市場にとって最良の成果を生み出すために、FIO に、それぞ

れのグループ資本イニシアチブについて、州の保険監督当局、NAIC 及び連邦準備制度と協議するよう指示する。長官はまた、FIO にこの作業を調整するよう指示する。FIO は、国際フォーラムでグループ資本の米国のアプローチを主張する。

### (3-2)IAIS における資本イニシアチブ

IAIS における ICS（保険資本基準）の開発については、「IAIS の米国メンバーが ICS 開発への一貫した統一されたアプローチを提示することが重要」であり、「このような基準は、世界中の様々な管轄区域で採用されているソルベンシー規制への多様なアプローチを認識すべきである。」としている。さらに、「コアな目標は、ICS イニシアチブが米国の保険ビジネスモデルと既存の州ベースの規制制度に適合することを確実なものにすること」であり、「そのような基準は、評価及び会計上の要件に対する監督上のアプローチや資本を構成するものの定義の多様性を認識する方法で開発されるべきである。」としている。

このように、米国財務省は、あくまでも各国の各種の多様性を認識した上での対応が必要であるとして、既存ないしは今後開発予定の米国の制度が ICS として認められていくべきことを主張している。

なお、ICS Version 2.0 の 2019 年提供というタイムラインについては、それを延期すべきと述べている。これについては、この報告書が 10 月 27 日に公表された後に、IAIS が ICS の 2 段階方式での開発に合意したことを 11 月 2 日に公表している。この内容については、既に保険年金フォーカス「[IAIS が ICS（保険資本基準）に関する今後の実施計画を公表－ICS Version 2.0 は 2 段階方式で実施へー](#)」（2017.11.14）で報告した通りである。

報告書では、「ICS の評価方法は、IASB（国際会計基準審議会）及び FASB（財務会計基準審議会）の現在進行中の作業によって影響を受ける。ICS の実施の延期は、IAIS が改善されたグローバル資本基準につながるこれらの潜在的な会計上の変更を ICS 内に組み込むことを可能にする。」としている。

### 勧告

IAIS の米国メンバーが ICS 開発への一貫した統一されたアプローチを提示することが重要である。このような基準は、世界中の様々な管轄区域で採用されているソルベンシー規制への多様なアプローチを認識すべきである。コアな目標は、ICS イニシアチブが米国の保険ビジネスモデルと既存の州ベースの規制制度に適合することを確実なものにすることである。そのような基準は、評価及び会計上の要件に対する監督上のアプローチや資本を構成するものの定義の多様性を認識する方法で開発されるべきである。

IAIS は、2019 年に ICS Version 2.0 を提供するという現在のタイムラインを再検討すべきである。財務省は、全ての主要な保険市場で実施可能な ICS の開発に関する IAIS メンバー及びステークホルダーとのさらなる協議を許容するために、後の日付まで ICS Version 2.0 を延期することを勧告する。さらに、ICS の評価方法は、IASB（国際会計基準審議会）及び FASB（財務会計基準審議会）の現在進行中の作業によって影響を受ける。ICS の実施の延期は、IAIS が改善されたグローバル資本基準につながるこれらの潜在的な会計上の変更を ICS 内に組み込むことを可能にする。

#### (4)流動性イニシアチブ

流動性イニシアチブについては、「保険会社の流動性リスク管理プログラムを強力に支援し、保険業界の潜在的な流動性リスクへの対応を、州の保険監督当局、NAIC 及び連邦準備制度に奨励」している。さらに、長官が「流動性管理及び計画に関する既存の IAIS 基準の改善を提唱する」ように FIO に指示する、としている。

#### ソルベンシーの維持：流動性イニシアチブ

流動性リスクを理解することは、保険支払能力規制及び監督の重要な要素である。一般的に、流動性は、即座の短期金融債務を満たすために、実質的な価格譲歩をすることなく資産を迅速に流動化する金融市場参加者の能力と定義することができる。ストレス環境下での潜在的なキャッシュ・アウトフローは流動性の問題を引き起こし、不安定な価格での資産売却につながる可能性がある。このようなシナリオでは、個々の保険会社にソルベンシー関連の影響があるだけでなく、より幅広い金融市場にも潜在的に影響を及ぼす可能性がある。例えば、信用への大幅にタイトなアクセスは、その他の波及効果の中で短期債券金融を確保する能力に重要な影響を及ぼすだろう。

Price Waterhouse Coopers は、財務省の見解の中で、政策立案者によって行われる流動性の評価に対する構造化アプローチを提供する流動性のいくつかのコアな側面を概説している。

#### 勧告

財務省は、保険会社の流動性リスク管理プログラムを強力に支援し、保険業界の潜在的な流動性リスクへの対応を、州の保険監督当局、NAIC 及び連邦準備制度に奨励している。長官は、流動性管理及び流動性ストレステストの進展を監視し、州保険監督当局、NAIC 及び連邦準備制度に、国内の流動性リスクイニシアチブを引き続き進めることを奨励するように、FIO に指示する。また、長官は、流動性管理及び計画に関する既存の IAIS 基準の改善を提唱するよう、FIO に指示する。

## 2 | 効率的な規制と政府プロセス

効率的な規制と政府プロセスを確保することは、効果的な金融規制の枠組みの重要な要素である。

まずは、以下の勧告は「コア原則と整合的」であり、「これらの勧告の実施は、金融規制の枠組みをより効率的かつ効果的にするために合理化するものである。これらの変更により、米国民は、退職時のための貯蓄、個人の富の醸成、予想外の出来事からのビジネスや個人の保護を可能にする独立した情報に基づいた金融上の決定を行うことができるようになる。」と述べている。

ここでは、「FIO（連邦保険局）の改正された役割」と「ISLHC（保険会社貯蓄貸付持株会社）の連邦準備制度理事会規制」の2点について報告する。

### (1) FIO（連邦保険局）の改正された役割

FIO（連邦保険局）の役割については、以下の目的のために、FIO のミッションを導く 5 つの柱を作成している。

- ①米国の保険会社の海外市場における競争力をより強化する。
- ②米国の州ベースの保険規制制度、米国の保険業界、米国の保険契約者のための適切かつ調整された

主張を確実にすることにより、様々な国際フォーラムにおける米国の利益を促進し、米国が保険政策の開発をより効果的に行えるようにする。

③州と連邦機関の連携を強化し、州の保険監督当局との協議を改善し、研究と分析の専門知識を提供することによって、規制が効率的、効果的、適切に調整されるようにする。

そして、「FIO がこれらの中核的な柱に責任を持つことを確実にするために、FIO の透明性向上とステークホルダー関与の強化に取り組んでおり、これらの目標を達成するための仕組みを導入する予定である。」としている。具体的には、「例えば、財務省は、その国際交渉の方針と行動を、公開フォーラムと非公開フォーラムの両方を通じて、様々なステークホルダーがより入手しやすいもの」とし、財務省と FIO は、「保険業界、州監督当局、米国の保険契約者にとって重要な問題を進展させる上で、州の保険監督当局やステークホルダーとのより定期的かつ一貫した関与」をコミットしている。

なお、こうした勧告には、「州レベルでの統一された商品承認プロセスと基準の奨励も含まれ」、これが「新商品の市場投入のスピードを早める」とされている。

### 連邦保険局の改正された役割

とりわけ、FIO は、連邦政府の保険業界の専門知識の欠如に対処し、特定の政府保険プログラムや活動の管理を支援し、ますますグローバル化している業界で米国連邦政府の視点を提供するために設立された。財務省は、FIO の法定枠組みとの整合性を高めるとともに、長年にわたって確立された米国の州ベースの保険規則との一貫性を確保するため、FIO の使命を導く 5 つの柱を作成した。

- 米国の州ベースの保険規制制度を推進し、国際的なフォーラムや交渉及び海外市場で、米国の保険セクターのために主張する。
- 包括的な研究分析の発表、新興問題に関する相談、連邦保険プログラムの評価を通じて、連邦政府、州の保険監督当局、業界に保険政策の専門知識と助言を提供する。
- 連邦政府と州の保険監督当局が関与する保険問題について、連邦政府と州の保険監督当局との間の強化された調整を通じて、を含む調整された協調的なリーダーシップを提供する。
- 米国の金融安定を脅かす可能性のある保険関連事項について、長官と FSOC に助言することにより、米国の金融システムと経済を保護する。
- 保険商品へのアクセスを促進し、テロリズムリスク保険プログラムを管理することで、米国の金融安全性を保護する。

これら 5 つの柱は、エグゼクティブ・オーダー13772 のコア原則を進めるために設立されている。第 1 に、これらは米国の保険会社が積極的に参加し、場合によっては継続的な拡大の機会を見出している海外市場において、米国の保険会社の競争力をより強化する。第 2 に、米国の州ベースの保険規制制度、米国の保険業界、米国の保険契約者のための適切かつ調整された主張を確実にすることにより、様々な国際フォーラムにおける米国の利益を促進し、米国が保険政策の開発をより効果的に行えるようにする。最後に、これらの柱は、州と連邦機関の連携を強化し、州の保険監督当局との協議を改善し、研究と分析の専門知識を提供することによって、規制が効率的、効果的、適切に調整されるようにすることを目的としている。FIO の改訂された役割の追加の例は、このレポートの保険セクシ

ョン全体で見ることができる。

## 勧告

財務省は、FIO がこれらの中核的な柱に責任を持つことを確実にするために、FIO の透明性向上とステークホルダー関与の強化に取り組んでおり、これらの目標を達成するための仕組みを導入する予定である。例えば、財務省は、その国際交渉の方針と行動を、公開フォーラムと非公開フォーラムの両方を通じて、様々なステークホルダーがより入手しやすいものとするをコミットしている。さらに、財務省と FIO は、保険業界、州監督当局、米国の保険契約者にとって重要な問題を進展させる上で、州の保険監督当局やステークホルダーとのより定期的かつ一貫した関与をコミットしている。

## (2)ISLHC（保険貯蓄貸付持株会社）の連邦準備制度理事会規制

ISLHC（保険貯蓄貸付持株会社）の連邦準備制度理事会規制については、例えば、「連邦準備制度、州保険監督当局、NAIC が正式な手続きを確立し、州の保険監督当局と連邦準備制度の両方によって規制されている保険会社の監督と検査をより適切に調整するための措置を講じる」こと及び「連邦準備制度理事会が、各 ISLHC の独自のビジネスモデル、各 ISLHC の規模、組織構造、潜在的なリスクに ISLHC の検査が適切に適合し、比例しているかどうかを再評価すること」を勧告している。

## 勧告

財務省は、重複した非効率な監督を減らすために、連邦準備制度理事会が、ISLHC（保険貯蓄貸付持株会社）の最終的な親会社に関する情報を含む州監督当局と NAIC によって ISLHC から収集された情報を活用することを勧告している。財務省は、連邦準備制度、州保険監督当局、NAIC が正式な手続きを確立し、州の保険監督当局と連邦準備制度の両方によって規制されている保険会社の監督と検査をより適切に調整するための措置を講じることを勧告している。

財務省はまた、連邦準備制度理事会が、各 ISLHC の独自のビジネスモデル、各 ISLHC の規模、組織構造、潜在的なリスクに ISLHC の検査が適切に適合し、比例しているかどうかを再評価することを勧告している。

## 3 | 国際的関与

金融危機以降、金融サービス政策に取り組む国際的な規制フォーラムが重要視されてきており、これらのフォーラムは、金融の安定性、規制の分断化、市場アクセスの問題に取り組んでいる。財務省は、国際的な規制問題が論議され、基準が制定されていることから、国際フォーラムにおける米国の継続的な取り組みを推奨している。「グローバル化の進展と、現在進行中の国際的規制対話のために、米国は引き続き関与し、米国の利益を促進するための国際フォーラムで強い声を発していかなければならない。」としている。

また、以下の勧告は「コア原則と整合的」であり、「その実施により、米国企業は国内外の市場における外国企業との競争力を保持し、国際的な金融規制交渉や会議において米国の利益をもたらすことができる。さらに、これらの勧告の実施は連邦金融規制機関の政策決定における公的説明責任の回復

に役立つだろう。」としている。

## (1) 保険に関する多国間活動

### (1-1) FSB（金融安定理事会）

FSB での検討については、「金融安定性のリスク評価と基準は、業界に合わせて調整し、IAIS に関連する保険関連事項を含む、必要な技術監督上の専門知識を有する適切な基準設定者によって行われるべきである。」とし、さらに、「FSB の米国メンバーは、セクターの構造化とリスク管理の差別化された方法を適切に考慮するように、G-SIFI（グローバルにシステム上重要な金融機関）枠組みの見直しに努めるべきである。」としている。また、「IAIS などの基準設定機関での技術監督上の専門知識への依存は、この策定努力にとって重要である。」としている。

さらに、「FSB の努力がプルデンシャル規制の観点から過度に影響を受けていることを懸念」しており、「場合によっては、銀行業界と保険業界の違いや規制制度の違いを十分に考慮していない可能性もある。」としている。したがって、「FSB が、適切な場合には、保険関連の問題について IAIS の専門知識をより有効に活用すべきだ」としている。

### 勧告

FSB や IAIS などの国際的な金融規制基準設定機関での米国の関与は、金融安定を促進し、米国金融機関の競争力を高め、金融イノベーションを妨げる不必要かつ過度に負担をかける規制上の基準設定を防止するために重要である。財務省は、様々な脆弱性が世界的な金融安定リスクを創出し、規制措置を講じなければならないかどうかを評価する幅広い義務を負っているが、FSB の活動は世界的な金融安定性を監視し強化する目的に限定すべきであると強く信じている。可能であれば、金融安定性のリスク評価と基準は、業界に合わせて調整し、保険関連事項に対する IAIS を含む、必要な技術監督上の専門知識を有する適切な基準設定者によって行われるべきである。さらに、FSB の米国メンバーは、セクターの構造化とリスク管理の差別化された方法を適切に考慮するように、G-SIFI 枠組みの見直しに努めるべきである。IAIS などの基準設定機関での技術監督上の専門知識への依存は、この策定努力にとって重要である。

財務省はまた、FSB の努力がプルデンシャル規制の観点から過度に影響を受けていることを懸念しており、場合によっては、銀行業界と保険業界の違いや規制制度の違いを十分に考慮していない可能性もある。したがって財務省は、FSB が、適切な場合には、保険関連の問題について IAIS の専門知識をより有効に活用すべきだと考えている。保険関係者の懸念が十分に評価されるように、財務省は、FSB における透明性とステークホルダー関与の強化、州ベースの米国保険規制制度と整合的な基準と原則の提唱も行う。

### (1-2) 保険監督者国際機構（IAIS）

IAIS については、「IAIS が既存の組織に対する将来の組織変更を考慮する限りにおいて、財務省はこれらの変更は IAIS メンバー間で適切かつ地理的にバランスの取れた代表と委員会のリーダーシップを確保する方法で行われることを勧告する。」としている。

## 勧告

IAIS が既存の組織に対する将来の組織変更を考慮する限りにおいて、財務省はこれらの変更は IAIS メンバー間で適切かつ地理的にバランスの取れた代表と委員会のリーダーシップを確保する方法で行われることを勧告する。

### (1-3)透明性

透明性の確保のために、IAIS に対して「ステークホルダーをさらに深く関与させるために、直接と電話会議の両方で、ステークホルダー・ワークショップと情報セッションの活用の拡大を提唱していく。」としている。

## 勧告

IAIS はステークホルダーの透明性を向上させるための最初の一步を踏み出したが、財務省は IAIS の意思決定への透明性とステークホルダーの情報をさらに高めるために、IAIS が追加措置を講じることを勧告している。財務省は、IAIS の米国メンバーが、国際基準開発プロセスにおいて、透明性と協調を強化することを共同で支持するよう、引き続き奨励する。具体的には、財務省は、ステークホルダーをさらに深く関与させるために、直接と電話会議の両方で、ステークホルダー・ワークショップと情報セッションの活用の拡大を提唱していく。

### (1-4)FIO（連邦保険局）の役割

IAIS における FIO のミッションを再定義しており、「その中核的なミッションの推進を手助けし、米国の経済的利益を促進するために、財務省は、FIO が IAIS 執行委員会に恒久的な投票権を持つべきである」としている。

## 勧告

財務省は、米国の利益を促進するための IAIS などの国際的な SSBs（基準設定機関）への米国の継続的な参加を強く支持している。財務省は、IAIS における FIO のミッションを再定義しており、とりわけ、(1)米国の州ベースの保険規制制度、米国の消費者、米国の保険部門及びより広範な米国経済における成長を主張する、(2)チーム U.S.A.の意見を調整する、(3)国際基準設定フォーラムにおける透明性とステークホルダーの関与を促進する。その中核的なミッションの推進を手助けし、米国の経済的利益を促進するために、財務省は、FIO が IAIS 執行委員会に恒久的な投票権を持つべきであると考えている。

### (1-5)調整と透明性の向上

「IAIS の米国代表者は、米国の保険業界、米国の消費者、米国の州ベースの保険規制制度、米国経済の利益を代表する政策立案を進めるべきである。」として、この目標を達成するために「国際的なプルデンシャルな保険問題に関するより強力であり効率的な調整を確実にするために、IAIS の米国メンバー間の強化された省庁間でのプロセスを確立する」ことを勧告している。

具体的には「IAIS で発生した問題についてステークホルダーがチーム U.S.A.のメンバーと交渉す

るための四半期の調整会議を行い、「諮問委員会や正式な情報要求の発行のようなその他のメカニズムを設立することを検討し、チーム U.S.A.のメンバーへのステークホルダーからのインプット向上を提供する」ことを財務長官が FIO に指示する、としている。

## 勧告

IAIS の米国代表者は、米国の保険業界、米国の消費者、米国の州ベースの保険規制制度、米国経済の利益を代表する政策立案を進めるべきである。財務省は、チーム U.S.A.の各メンバーが異なる任務を持っていることを認識している。それにも関わらず、米国財務省は、チーム U.S.A.が IAIS において、努力を調整し、政策ポジションを調和させれば、IAIS の米国メンバーは米国の利益を進める上で最善の立場に置かれることになると考えている。

この目標を推進するために、財務省は、国際的なプルデンシャルな保険問題に関するより強力であり効率的な調整を確実にするために、IAIS の米国メンバー間の強化された省庁間でのプロセスを確立することを勧告する。財務省は、チーム U.S.A.が省庁間の共同作業を実施し維持するためのベストプラクティスを策定するという 2015 年の GAO (Government Accountability Office) 報告書の勧告を支持し、長官が FIO に、この強化された協調プロセスを正式に定義し実施するために、IAIS の他の米国メンバーと調整を行うことを指示する。

透明性を高めるために、財務長官は、FIO に対し、IAIS で発生した問題についてステークホルダーがチーム U.S.A.のメンバーと交渉するための四半期の調整会議を行うよう指示する。さらに、長官は、FIO に、諮問委員会や正式な情報要求の発行のようなその他のメカニズムを設立することを検討し、チーム U.S.A.のメンバーへのステークホルダーからのインプット向上を提供するように指示する。

## (2)米国の海外での競争力の向上

### (2-1)米国の保険会社による外国市場へのアクセス

米国の保険会社による外国市場へのアクセスについては、「保険業界の国際市場アクセスに関する問題についての多国間及び二国間の対話を強化する」とし、「保険業界に影響を及ぼす市場アクセス問題に関する多国間及び二国間の対話に従事する他の連邦政府機関及び団体と調整を行う」としている。さらに、「チーム U.S.A.のメンバーが、IAIS に、再保険リスクの強制的な国内留保や外国直接投資などの特定の市場アクセス制限が IAIS 保険基本原則の目標と一致しているかどうかを分析するよう奨励する」と勧告している。

## 勧告

長官は、FIO と国際問題担当次官に対し、保険業界の国際市場アクセスに関する問題についての多国間及び二国間の対話を強化するよう指示する。これらの対話は、他の国の市場アクセス制限を防止するとともに、グローバル市場における米国企業の競争力を保護するために採用される可能性のある措置を評価するためにも有効である。このような対話は、市場浸透度の低い管轄地域の保険商品及びサービスへのアクセスを促進するものでなければならない。財務省は、保険業界に影響を及ぼす市場アクセス問題に関する多国間及び二国間の対話に従事する他の連邦政府機関及び団体と調整を行う。

さらに、財務省は、チーム U.S.A.のメンバーが、IAIS に、再保険リスクの強制的な国内留保や外国直接投資などの特定の市場アクセス制限が IAIS 保険基本原則の目標と一致しているかどうかを分析するよう奨励する、ことを勧告する。

## (2-2)カバードアグリーメント

米国と EU (欧州連合) のカバードアグリーメントの適切な実施には、「適切な透明性とステークホルダーとの定期的かつ実質的な関与が必要である」として、FIO に対し、「州保険監督当局、NAIC 及びその他のステークホルダーとの調整を引き続き改善」するよう指示している。さらに、「他の外国管轄区域とのカバードアグリーメント交渉に入るにあたっては、米国通商代表部、議会、州保険コミッショナー及びその他の業界関係者と調整し、協議する。」としている。

## 勧告

財務省は、米国と EU のカバードアグリーメントの適切な実施には、適切な透明性とステークホルダーとの定期的かつ実質的な関与が必要であると考えている。したがって、長官は、FIO に対し、州保険監督当局、NAIC 及びその他のステークホルダーとの調整を引き続き改善するよう、指示する。財務省はまた、他の外国管轄区域とのカバードアグリーメント交渉に入るにあたっては、米国通商代表部、議会、州保険コミッショナー及びその他の業界関係者と調整し、協議する。

## 4—今回の報告書に対する保険関係団体からの反応

今回の財務省の報告書に対する保険関係団体からの反応は、概ね良好なものである。

### 1 | ACLI (American Council of Life Insurers : 米国生命保険協会)

ACLI は、以下の内容のプレスリリース<sup>5</sup>を公表している。

Dirk Kempthorne 会長兼 CEO は、「ACLI は報告書全体をレビューしているが、効率的な規制と政府プロセスに重点を置くことで元気付けられている。」と述べ、報告書が以下の項目を「正当に認識した。」としている。

- ①より厳しい連邦規則のために個々の保険会社を指定することは、リスク軽減のための最善の方法ではない。
- ②連邦保険局は引き続き保険問題に関する専門委員を務め、州の保険監督当局と緊密に調整しながら国際フォーラムで米国保険制度を促進するために重要な役割を果たすべきである。
- ③州は生命保険業界の主たる規制当局である。

2017年10月27日

### 財務省報告書に関する ACLI

米国生命保険協会 (ACLI) の Dirk Kempthorne 会長兼 CEO は、米国財務省の資産運用管理及び

<sup>5</sup> <https://www.acli.com/Posting/NR17-069>

保険業に関する報告書に次のような声明を発表した。

ワシントン D.C. (2017 年 10 月 27 日) 「ACLI (米国生命保険協会) は、資産運用管理及び保険業界に関する報告書に対して、Steven Mnuchin 財務長官と財務省を賞賛する。」

「ACLI は報告書全体をレビューしているが、効率的な規制と政府プロセスに重点を置くことで元気付けられている。報告書は以下の点を正当に認識した。」:

- ・より厳しい連邦規則のために個々の保険会社を指定することは、リスク軽減のための最善の方法ではない。
- ・受託者規則 (フィデューシャリー・ルール) の全面的な実施は、関連する問題が評価され、退職投資者に最もよく奉仕するために対処されるまで延期されるべきであり、連邦機関は、商品ライン間で一貫した行動基準を達成するために州規制当局と連携すべきである。
- ・連邦保険局は引き続き保険問題に関する専門委員を務め、州の保険監督当局と緊密に調整しながら国際フォーラムで米国保険制度を促進するために重要な役割を果たすべきである。
- ・生命保険業界とその商品は、何百万人ものも米国民にとって安全な退職を提供する上で重要な役割を果たしている。
- ・州は生命保険業界の主たる規制当局である。
- ・2015 年登録エージェント・ブローカー全国協会改革法が実施されるべきであり、これにより州を越えた保険のライセンス供与が促進される。

「生命保険業界は、政府のプログラムへの圧力を緩和しつつ、米国民が財政的な将来に備えることを支援している。私たちは、民間部門のセーフティネットとしての業界の役割を支えるイニシアチブについて、Mnuchin 財務長官及び他の政策立案者と協力することを楽しみにしている。」

## 2 | AIA (American Insurance Association : 米国保険協会)

AIA は、以下の内容のプレスリリース<sup>6</sup>を公表している。

Stef Zielezienski 氏 (CEO 代理兼法律顧問) は、「多くの主要な公共政策問題に対する改革と関与を強化するための堅実な基盤を構築するために、この報告書を使用する財務省の取り組みに感謝する。」と述べた。

さらに、「AIA は、報告書が過去数ヶ月にわたって我々が強く求めてきた多くの公共政策の優先事項を反映していることを嬉しく思った。」と述べて、その具体的な項目として、

- ① システミックリスク評価のためのエンティティベースのアプローチから活動ベースのフレームワークへの転換の推進
- ② グループ資本イニシアチブを含む、国際的な問題に関する統一された米国の声への再コミットメント
- ③ 連邦保険局の適切な国際的及び国内的機能の明確なビジョン

等を挙げた。

<sup>6</sup> <http://www.aiadc.org/media-center/all-news-releases/2017/october/aia-statement-on-treasury-department-asset-management-and-insurance-regulatory-report>

2017年10月27日

## 財務省の資産運用管理と保険規制報告書に関する AIA の声明

ワシントン D.C. 2017 年 10 月 27 日 - 米国財務省は、資産運用管理及び保険の規制環境に焦点を当て、規制枠組みが大統領の 2017 年 2 月エグゼクティブ・オーダー（13772）に概要を示されている米国金融制度規制のコア原則と一致していることを確実にするための勧告を行う報告書を発表した。AIA の Stef Zielezienski 氏（CEO 代理兼法律顧問）は、次のような声明を発表した。

「多くの主要な公共政策問題に対する改革と関与を強化するための堅実な基盤を構築するために、この報告書を使用する財務省の取組みに感謝する。具体的には、AIA は、報告書が過去数ヶ月にわたって我々が強く求めてきた多くの公共政策の優先事項を反映していることを嬉しく思った。」

- (1) 保険会社の国内及びグローバルなシステミックリスク評価のためのエンティティベースのアプローチから活動ベースのフレームワークへの転換の推進
- (2) 国際業務を行う米国の保険グループのための実行可能なグループ資本イニシアチブを含む、国際的な問題に関する統一された米国の声への再コミットメント
- (3) 単一のテロリスク保険データコールに関する州規制当局と NAIC との調整の約束
- (4) 保険数理的に健全な原則及び州の保険法及びマッカラン・ファーガソン法と矛盾している、住宅保険に対する差別的効果ルール適用を再考する HUD（住宅都市開発省）への要請
- (5) 商業保険及び募集人の任命に関する州に基づく規制改革の支援
- (6) 連邦保険局の適切な国際的及び国内的機能の明確なビジョン（及び支援）

「我々は、報告書で特定されたこれらの分野及び他の分野で前進することができて興奮しており、財務省は透明な議論と改革志向の行動のためのお膳立てをしていると確信している。」

### 3 | NAMIC (National Association of Mutual Insurance Companies : 全米相互保険会社協会)

NAMIC は、以下の内容のプレスリリース<sup>7</sup>を公表している。

Jim Grande 政府業務担当 SVP は、「NAMIC は、保険における連邦の役割は限定的で、州ベースの規制構造に敬意を表すべきである、と長い間主張してきた。」とし、「適切な場合には、国際交渉の場合と同様に、連邦政府は州規制当局と協力して、米国の規制を促進し、米国の会社がグローバルに公正な取扱いを受けることを確実にしていくべきである。」と述べた。

2017年10月27日

## メディア声明 | 保険に関する財務報告

### Jimi Grande 政府業務担当 SVP の声明

#### 全国相互保険会社協会

財務省の報告書は、資産運用管理及び保険業界の規制の枠組みを評価し、それが政府のコアな金融規制原則に準拠しているかどうかを評価するという大きな課題を引き受けている。その報告書の長さや重大さから期待されるように、我々が評価するためにさらなる詳細が必要な多くのものとともに、

<sup>7</sup> <https://www.namic.org/news/releases/171027mr01>

多くの肯定的な勧告がある。

「一般的に、NAMIC は、米国の州ベースの保険監督制度の財務省による強力かつ明確な承認を確認することで非常に元気付けられた。また、我々は財務省の以下の勧告を歓迎した。システミックリスクの代わりとしてただ単に規模を使用することから転換し、連邦のオーバーリーチを減らし、より協調的な連邦保険局に再び争点を合わせ、住宅都市開発省の差別的効果ルールを再評価し、連邦政府に、重複的なデータコールを発行するのではなく、州規制当局及びNAICが取得した情報を活用させる。」

「NAMIC は、保険における連邦の役割は限定的で、州ベースの規制構造に敬意を表すべきである、と長い間主張してきた。適切な場合には、国際交渉の場合と同様に、連邦政府は、州規制当局と協力して、米国の規制を促進し、米国の会社がグローバルに公正な取扱を受けることを確実にしていくべきである。今後 NAMIC は、引き続き、報告書に含まれている多くの方針と勧告を分析し、どれが実行可能で、保険会社と保険契約者にとって有意義な利益をもたらすのかを決定していく。」と述べた。

#### 4 | PCI (Property Casualty Insurers Association of America : 米国損害保険協会)

PCI は、以下の内容のプレスリリース<sup>8</sup>を公表している。

Robert Gordon 氏 (政策・調査・国際担当 SVP) は、「報告書は、連邦保険局が国際フォーラムや交渉の場における米国保険業界の提言者であることを含め、連邦保険局の改革を明らかにしている。」とし、また「FIO に対して、州の保険監督当局と NAIC との調整を通じて、データコールの不一致を排除又は削減しようと呼びかけていることを喜んでいる。」と述べた。

2017年10月30日

#### PCI は保険に関する財務報告を賞賛する

ワシントン・Robert Gordon 氏 (政策・調査・国際担当 SVP) は、財務省の報告書「経済的機会を創出する金融システム：資産運用管理と保険」に対応して、次の声明を発表した。報告書は、トランプ大統領のエグゼクティブ・オーダー (13772) に従って書かれており、金融サービス部門の規制を支配するための「コア原則」を定めている。

「PCI は、多くのメンバーの懸念に対処する財務省の報告書を歓迎する。財務省の報告書は、保険契約者を保護するための州規制制度の 150 年の記録を称賛し、支持している。報告書は、連邦保険局が国際フォーラムや交渉の場における米国保険業界の提唱者であることを含め、連邦保険局の改革を明らかにしている。PCI はまた、FIO に対して、州の保険監督当局と NAIC との調整を通じて、データコールの不一致を排除又は削減しようと呼びかけていることを喜んでいる。」

「重要なのは、財務省の報告書は、住宅都市開発省に対して、保険会社に適用される差別的効果ルールを再評価することを求めている。」

「PCI は、保険利用者や市場にとって重要な問題について、財務省と議会と引き続き協力していくことを楽しみにしている。」

<sup>8</sup> <http://www.pciaa.net/pciwebsite/cms/content/viewpage?sitePageId=50664>

## 5—まとめ

以上、今回のレポートでは、財務省が公表した報告書「経済的機会を創出する金融システム：資産運用管理と保険」の中から、保険に関する勧告内容のうち、主として保険会社の資本規制に関連する部分の概要について報告し、併せてこの報告書に対する保険業界団体の反応について紹介してきた。

ここでは、今一度、注目されているテーマに関するこの報告書での取扱等についてまとめてみる。

### 1 | SIFI 指定

財務省は、保険会社に対する現在の SIFI の方法論を問題視している。米国の保険会社は、規模や相互関係によってシステミックリスクとして選別されるべきではなく、活動によって判断されるべきである、と主張している。すなわち、保険会社に銀行のような監督を課す連邦規制を拒否し、大規模な保険会社を SIFI に指定することが国の経済を保護する適切な方法であるかどうかについて疑問を呈している。

FSOC は、2013 年から 2014 年にかけて、保険会社グループである AIG、Prudential Financial、MetLife とユーティリティ・コングロマリットである GE の子会社である GE Capital の 4 社を SIFI に指定した。その後、AIG は、2008 年の金融危機以降、成功裏にリスクを回避したこと等を理由に、9 月末に指定を解除された<sup>9</sup>。GE Capital は、2016 年 6 月にその指定を解除されている。

一方で、MetLife は、その指定に関して裁判所に訴えて成功したが、現在は係属中である状況下で、連邦監督下におかれることになる指定に異議を唱えている。また、Prudential Financial は、レビュープロセスを通じて、指定に異議を唱えながら、オプションを検討している。

今回の報告書により、MetLife と Prudential Financial が SIFI の指定を解除されることになるものと考えられている。

Prudential Financial の会長兼 CEO の John Strangfeld 氏は、「会社の SIFI としての指定に影響を与える可能性がある財務省の報告書に元気付けられた。」と述べ、「法規制は明示的に変更されていないが、報告書は Prudential Financial の方針に沿った勧告事項を含んでいる。」としている。さらに「特に、システミックリスク評価は、エンティティ主体よりも活動に基づくべきであり、様々な規制機関間の調整が強化されるべきであるという勧告に満足している。」と述べている。

なお、財務省は、今回の報告書の公表後、11 月 17 日に、FSOC の指定プロセスの見直しに関する覚書<sup>10</sup>を大統領に提出している。この内容については、次のレポートで報告する。

### 2 | グループ資本規制の策定—連邦と州の協調—

報告書は、州が米国における保険業界の主たる監督当局であり、連邦レベルの保険規制は州と協調して実施されるべきであるとして、連邦準備制度理事会は、保険会社に課される最低限の資本要件に関して、州の保険監督当局との協力関係を改善することを提案している。

州レベルでは、保険監督当局は、単体ベースで資本要件を課しているが、保険グループの資本評価をまだ開発していない。NAIC は、現在リスクベースの資本合算アプローチを使用した米国のグルー

<sup>9</sup> 保険年金フォーカス「[AIG の SIFI 指定解除について—FSOC の公表内容と関係者の反応—](#)」（2017.10.11）を参照していただきたい。

<sup>10</sup> <https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/sm0218.aspx>

ブ資本の計算の開発に取り組んでいる。

一方で、連邦準備制度理事会は、2016年6月に、保険会社 SIFI のための資本連結アプローチと、保険活動に有意に従事している預貯金取扱金融機関持株会社預金機関のためのビルディング・ブロック・アプローチを提案している<sup>11</sup>。

今回の報告書は、州と連邦の資本イニシアチブを調和させ、連邦が保険会社グループをどのように規制するかを再考することを提案している。そして、その調整に当たっては、FIO が中心的な役割を果たすことを指示するとしており、FIO のミッションについても再定義して、明確化を図っている。

これまで、いくつかの問題において対立してきた連邦と州の関係が、これを機にどのような形で協調が図られていくのかについては引き続き注目していく必要がある。

### 3 | 米国の国際的な関与の継続

報告書は、アメリカ・ファーストの考え方を維持しつつも、国際的な基準策定等の動きには引き続き積極的に関与していく姿勢を示している。米国のメンバーが、IAIS 等において、引き続き重要なポジションを確保して、リーダーシップを発揮していくこと、チーム U.S.A.として、グループ資本のアプローチ等の統一された米国の主張や考え方を国際的な場でも受け入れられるように理解を得て認めってもらうように主張していく方針を確認している。

取り敢えずは、IAIS における ICS の検討において、米国として統一された方式でのグループ資本基準がまとまり、そうした考え方が国際的にどのように認められていくことになるのかが注目されるところとなる。

### 4 | 今回の報告書の保険会社への影響

今回の財務省の報告書は、米国の保険会社にとって、総じてポジティブな内容であり、財務省の勧告が実施されれば、多くの会社は、規制関連の費用を削減し、市場での柔軟性をさらに高めることができる、と考えられている。

SIFI 指定についても、直接的には一部の保険会社のみが関わる問題であるが、今回の報告書に向けた分析等を通じて、銀行と保険の間のビジネス及び法的構造の違い等についての理解が深まり、必ずしも銀行に準じた規制が保険には適切なものではない、との考え方が広く認識されたことは大きな意味があるものと考えられる。

いずれにしても、今回の報告書は、今後の米国の保険会社監督における取組みの方向性を示したものであるが、例えば資本規制に関しては、米国における資本規制だけでなく、国際的な資本規制の動向にも大きな影響を与えていくことになる想定されることから、大変注目されているものである。

この報告書を踏まえての米国の今後の実際の取組みについては引き続き注視していくこととしたい。

以上

<sup>11</sup> 基礎研レポート「[米国における連邦による保険資本規制—FRBが金融システムの安定上重要な保険会社等に対する資本規制のアプローチ等を公表—](#)」（2016.6.14）を参照していただきたい。